

平成19年4月25日
北海道管区行政評価局
(局長：菅 俊一)

国の出先機関等における温室効果ガスの排出抑制対策に関する調査

<調査結果に基づく所見表示>

総務省行政評価局が行う調査は、行政運営等の実態を明らかにすることを主な目的とし、必要に応じて、合規制、適正性等の観点から行政運営の改善を推進するものです。

今回、総務省北海道管区行政評価局では、平成19年4月24日に、「国の出先機関等における温室効果ガスの排出抑制対策に関する調査」の結果に基づき、道内に所在する国の出先機関22機関に対して温室効果ガスの排出抑制対策の徹底について改善方を提示しました。

これは、平成10年の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定、17年2月の京都議定書の発効等を受けて、国自らが率先して地球温暖化対策に取り組むことが求められている中で、今後の国の出先機関等における温室効果ガスの抑制対策について改善すべき点がないかを探るために、平成18年12月から19年3月にかけて、北海道管区行政評価局及び函館行政評価分室が独自に企画立案し、道内に所在する国の出先機関24機関、15合同庁舎及び地方公共団体を対象に実地調査したもので、総務省として全国で初めて行った国の出先機関等における地球温暖化対策に関する調査です。

【本件についての連絡先】

総務省北海道管区行政評価局 第二部第一評価監視官 後藤敏克

電話 : 011-709-2311(内線 3142)、011-709-1806(直通)

F A X : 011-709-1843

電子メール : hkd21@soumu.go.jp

調査の背景と調査結果

調査の背景

- 地球温暖化問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つ
 - 平成 17 年2月に京都議定書が発効し、我が国は、温室効果ガスの排出量を平成 20 年から 24 年(第 1 約束期間)に平成2年比で6%の削減義務
 - ・ 平成 17 年度の全国の温室効果ガスの総排出量は 13 億 6,400 万トンを、平成2年度比で 8.1% 増加している状況
 - 政府は、地球温暖化対策推進法等に基づき、平成 14 年に、自らの事務・事業に伴い排出する温室効果ガスの排出量を 18 年度までに 13 年度比で7%の削減目標を掲げた実行計画を策定し、これを閣議決定
 - ・ 平成 17 年度の政府の温室効果ガスの排出量は 13 年度比で 1.2%程度の削減率にとどまる
 - このような状況を受け、政府は、平成 19 年 3 月、第1約束期間に 13 年度比で平均8%の削減目標を掲げた実行計画を新たに閣議決定
 - ※ なお、平成 15 年度の道内における温室効果ガスの総排出量についても、平成2年度比 16.9%増 で全国平均(12.2%増)を上回る状況
- このため、国及び地方公共団体は、自ら率先して温室効果ガスの排出削減対策に取り組み、社会全体への普及を牽引していくことが急務

調査結果

- 平成 18 年度現在、調査対象 24 機関のうち、11 機関では7%削減の見込があるものの、達成見込がないものが2機関、達成状況が不明なものが 11 機関ある(当局の試算)
- 24 機関のうち、半数の 12 機関において温室効果ガス排出削減の取組の基本となる「削減計画」を未策定。また、削減計画を策定しているものの、総排出量の削減に寄与しない不十分な内容の計画がある(2機関)
- 調査対象とした 15 合同庁舎のうち、約半数(7庁舎)で削減計画を未策定
 - ➡ 政府方針が不徹底なため、出先機関における温室効果ガス削減に関する取組が不十分(PDCAサイクル*が機能していない)
 - * PDCAサイクル:計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスによって継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法
- 道内の約7割の市町村(132市町村)において、認識不足や体制不足等を理由に、排出削減の取組の基本となる「地方公共団体実行計画」を未策定
 - ➡ 計画未策定市町村に対する周知や支援が不十分

所見表示事項

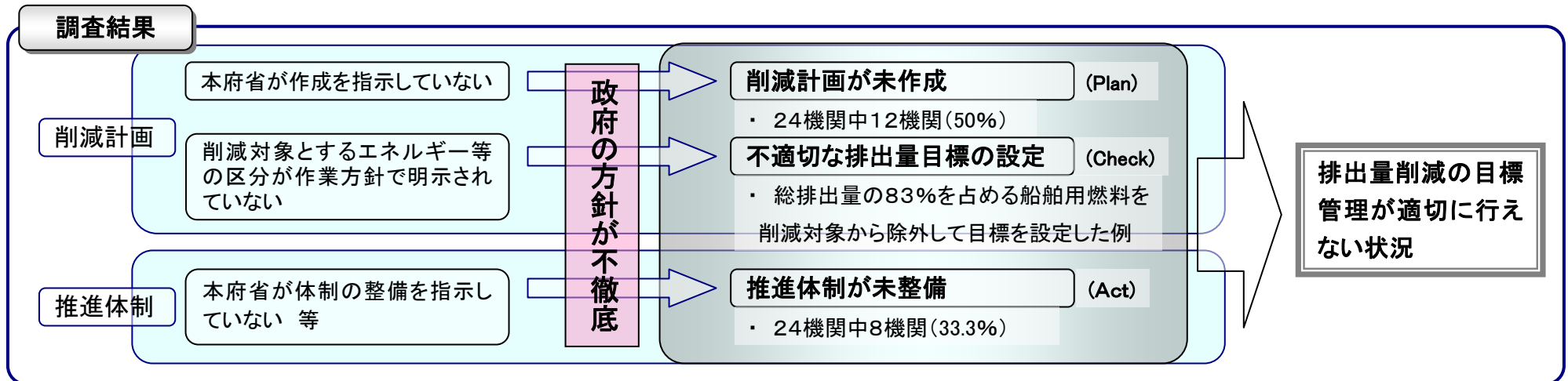
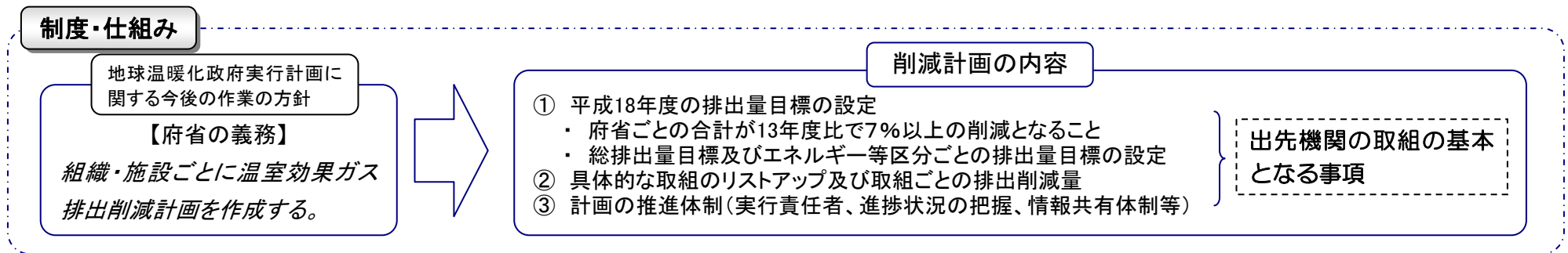
1 国の出先機関における取組の推進

- 所見表示事項① 国の出先機関における削減計画の作成、見直し
- 所見表示事項② 合同庁舎における削減計画の作成等

2 地方公共団体実行計画の策定の推進

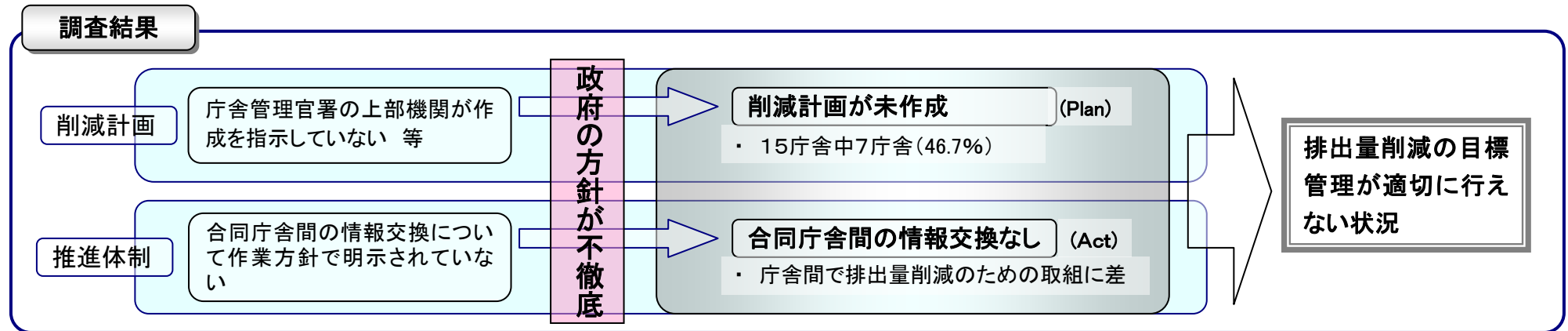
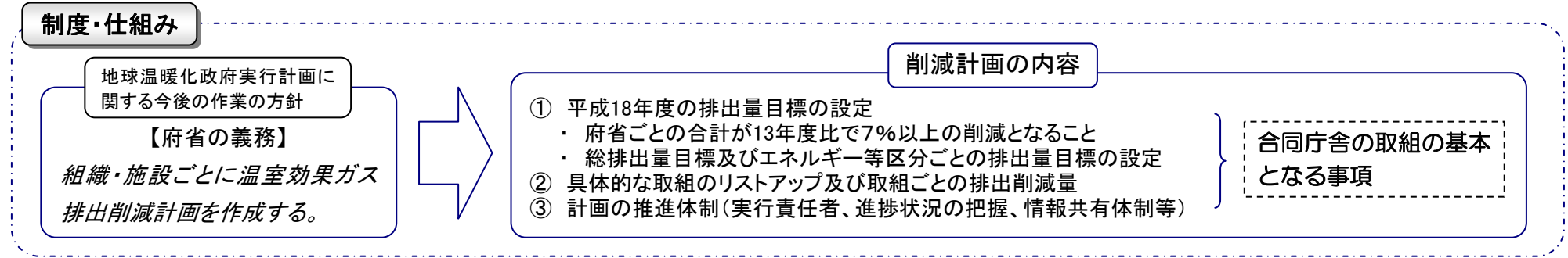
- 所見表示事項③ 未策定市町村に対する周知の徹底、支援の強化

所見表示事項① 国の出先機関における取組状況



- 所見表示要旨**
- 削減計画を作成していない機関については、計画を作成して排出量目標等所要の事項を定めること
 - 排出量目標の設定に当たっては、総排出量に対する削減状況を客観的に評価できるものとする
 - 推進体制を整備していない機関については、体制を整備して削減計画の進捗状況の把握・評価を適切に行うこと

所見表示事項② 合同庁舎における取組状況



- 所見表示要旨**
- 削減計画を作成していない合同庁舎については、計画を作成して排出量目標等所要の事項を定めること
 - 合同庁舎における温室効果ガス削減のための推奨的な取組を積極的に実施するなど、対策の一層の強化について検討すること

所見表示事項③ 地方公共団体実行計画の策定の推進

制度・仕組み

- ・ 地球温暖化対策推進法では、都道府県及び市町村に対し、自らの事務・事業から排出する温室効果ガスの削減措置等を定めた**地方公共団体実行計画の策定を義務づけ** → 計画に定める事項は、計画期間、計画の目標、実施しようとする措置内容等
- ・ とりわけ市町村は、地域の事業者や住民の取組を促す役割を担う最も身近な存在 → 当該計画を策定し、**自ら率先して温室効果ガスの排出を削減する必要**
- ・ 国は、地方公共団体が行う温室効果ガスの排出抑制ための施策について支援に努める必要 → 道地方環境事務所がこれまで一定の支援策を実施

調査結果

市町村の実行計画策定状況

- 平成 19 年 3 月現在、道内 180 市町村のうち **132 市町村(約 73%)が未策定**
- 市の策定率約 43%(35 市中 15 市)、町村の策定率約 23%(145 町村中 33 町村) → **特に町村において策定率が低調**
また、管内の半数以上の市町村が策定している地域(2 支庁)がある反面、すべての市町村が未策定の地域(3 支庁)がある
→ **地域によって取組状況に格差**

市町村における取組状況等

- 計画未策定の 17 市町村を抽出し、計画策定の取組状況について調査した結果、
- 策定義務があることを知らないもの(2 町村)、新聞情報等を契機に認知したもの(2 町)がある → **計画策定についての周知が不十分**
 - 計画策定手順が不明のもの(9 市町村)、体制不足で作業が進んでいないもの(8 市町村)がある → **一層の支援が必要**
- また、道地方環境事務所等の関係機関が開催する会議への出席率が低調(過去 3 か年の平均 36%)なうえ、計画未策定市町村の 3 割以上(132 市町村中 45 市町村)はすべて欠席 → **支援策として十分とはいえない**

所見表示要旨

道地方環境事務所は、実行計画の未策定市町村に対し、計画策定について一層の周知徹底を図るとともに、これら市町村における取組状況等の実態を把握したうえ、関係機関と連携し、新たな支援策を検討する必要がある